

攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する
副大臣等会議の開催について

（令和7年12月24日）
内閣総理大臣決裁

1 攻めの予防医療に向けて性差に由来する健康課題等への対応を推進するため、攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるとときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（参）

副議長 厚生労働大臣が指名する厚生労働副大臣

構成員 全世代型社会保障改革を担当する内閣府副大臣

健康・医療戦略を担当する内閣府副大臣

こども政策を担当する内閣府副大臣

文部科学大臣が指名する文部科学副大臣

経済産業大臣が指名する経済産業副大臣

3 会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。

4 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

5 この規程は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。